明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

6　株式会社が、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、前条第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

第八十二条の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「次に」を「次の各号に」に、「その登記については、登録免許税を課さない」を「当該登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする」に改め、同項各号を次のように改める。

一　株式会社の資本金の額の増加　千分の一

二　滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用に供する土地（これに隣接する土地でこれらの施設と一体となつてその機能を補完するものを含む。）並びに関西国際空港株式会社法第六条第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定　イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　所有権の移転　千分の三

ロ　地上権又は賃借権の設定　千分の一・五

第八十二条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「については」を「に係る登録免許税の税率は」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする」に改める。

第八十二条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「千分の二・五」を「千分の三」に改め、同条第二項中「千分の二・五」を「千分の三」に改める。

第八十三条の二を削る。

第八十三条の三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日（指名金銭債権の取得にあつては、平成二十三年三月三十一日）」に、「特定不動産（特定目的会社が取得する」を「特定資産（」に、「のうち」を「をいう。以下この項において同じ。）のうち倉庫等（倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。）以外の」に、「、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすもの」を「の所有権の取得をした場合（当該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）」に、「を取得した場合には、当該特定不動産又は」を「の取得をした場合には、当該不動産の所有権又は当該」に、「千分の八」を「千分の十三」に改め、同項第一号ハ中「に特定不動産」の下に「（特定目的会社が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）」を加え、「同法第二条第一項に規定する」を削り、同条第二項及び第三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「不動産の所有権を取得した」を「倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした」に、「千分の八」を「千分の十三」に、「、地上権又は不動産」を「若しくは地上権又は不動産の所有権」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の場合において、平成二十三年三月三十一日までに第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の八」とあるのは「千分の十三」とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の十三」とあるのは「千分の十一」とする。

第八十三条の三を第八十三条の二とする。

第八十三条の四を削る。

第八十四条の三第一項中「次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる」を「独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項及び第六条第三項の」に改め、同項の表を削る。

第八十六条の二第三項中「、第六十七条第一号及び第七十条」を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定により消費税法第八条第四項の規定が準用される譲渡又は譲受けは、同項の物品の譲渡又は譲受けとみなして、同法第六十五条第一号及び第六十七条の規定を適用する。

第八十七条の五第一項中「平成二十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同条第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第八十七条の八第四項中「、第五十三条第一項」を「並びに第五十三条第一項」に改め、「、第五十九条第一項（第三号及び第五号中同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）、第六十条（第二号中同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）並びに第六十二条第一項」を削り、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「行為者」を「その行為者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により酒税法第四十六条、第四十七条第一項及び第五十三条第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定が準用される第一項の規定の適用を受ける者（前項の規定により準用される同法第四十八条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第四十六条、第四十七条第一項及び第五十三条第一項の酒類製造者とみなして、同法第五十八条第一項第九号、第十号（同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）及び第十三号（同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）並びに第五十九条第一項の規定を適用する。

第八十八条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「七千円」を「一万五百円」に改める。

第八十八条の七第九項中「、第二十六条」を「及び第二十六条」に改め、「、第二十九条第三号及び第四号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第三十一条第一項」及び「、第十五条の二（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項」を削り、「、第二十九条第四号（同法第二十六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三十一条第一項並びに」を「及び」に改め、「、第十五条の二（同法第十四条の二第一項第三号に係る部分に限る。）及び第十七条第一項」を削り、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　前項の規定により揮発油税法第二十四条及び第二十六条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とそれぞれみなして、揮発油税法第二十八条第六号及び第七号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）